明治天皇と昭憲皇太后の御真影

――栄典制度としての御真影下賜――

刑部芳則

はじめに

明治天皇の御真影については、写真師内田九一が撮影した御真影、その後にキヨッソーネによって描かれた御真影が有名である[1]。多木浩二『天皇の肖像』は、それぞれの撮影経緯など御真影に関する基本的な情報を取り上げている。本書の末尾では御真影が神格化されていくことがうかがえる[2]。教育現場での神格化された御真影については、教育史の分野において研究されてきた。そこでは御真影が全国の師範学校、中学校、小学校などに下賜されていく過程や、御真影の管理体制が強化されていったことがわかる。教育史の問題関心は、御真影が近代天皇制国家の教育に与えたことにある。つまり御真影が下賜された意味は、国民を統合するものとして利用されたという点に求められている[3]。

この点は昭和戦中期に御真影が精神的教育として利用された事実に鑑みると否定することはできない。だが、御真影を下賜する意味は、天皇制教育の道具でしかなかったのかという疑問が湧く。なぜなら御真影は海外の王室に贈られているからである。そもそも明治天皇が写真を撮影したのは、天皇制教育を意図したからではなく、海外の王室との写真交換の必要に応じたことによる。この王室との写真交換は、幕末から海外で流行していた一般人の写真交換と同意義に捉えがちである。だが、筆者は天皇と各国王室との写真交換と、臣民たちが行う写真交換とは別次元であると考えている。なぜなら、天皇の写真は御真影と呼ばれる特別なものであり、臣民たちが写真館で撮影した肖像写真とは意味も価値も違うからである。

そこで本稿では、御真影の下賜には天皇制教育とは異なる栄典制度としての意味が存在していたことを検討する。その検討結果からは、王室との写真交換と、臣民の間で行

われた写真交換とでは意味の違うことが明らかになるだろう。まずは先行研究でも述べられてきた明治天皇の御真影作成過程に触れながら、下賜された御真影の種類について紹介する。次に官員への御真影下賜を取り上げ、どのような基準で御真影が下賜されていたのかを明らかにする。そして御真影の取り扱い方と、在外公使や外国人への御真影下賜の経緯について検討する。全体の考察を通して、御真影の下賜が栄典制度のなかでも勲章と類似の役割を持っていたことを指摘する。

一　御真影の形状

明治天皇の御真影が撮影された契機は、アメリカに滞在中の岩倉使節団がそれを求めたことによる。明治五年（一八七二）三月、使節団の副使大久保利通と伊藤博文は、条約改正に必要な委任状を得るため一時帰国するが、両者には外務省の書記官小松済治が同行していた。外務省は天皇の肖像写真を書記官の小松に渡してもらえるか、または岩倉使節団に宮内省理事官として同行していた東久世通禧宛てに送付してくれるかを問い合わせている。(4)

もっとも、天皇の御真影は用意できておらず、明治五年四月に写真師の内田九一が束帯姿と直衣姿の天皇と、五衣・唐衣・裳姿の皇后の写真撮影を実施した。六月十六日付の岩倉具視宛て書翰で大原重実は、「主上御真影御拝領之儀条公江相願候処、早速御厚配にて主上皇后両影宮内省より賜候間、此度幸之便に付為持差上候、御拝受候様存候、且又各国重職江被遣度に付十葉計御願之儀、右も申入候得共、各国重職江と申ては夫々荘厳も入候事故、急には出来難との御事に候」と伝えている。(5)

大原は、太政大臣の三条実美を介して各国王室に贈る両御真影を送付する準備ができたが、岩倉から求められた政治家や外交官など要職者に渡す分としての十枚分は見合わせたという。ここには外国で名刺のように交換されていた写真と、王室間で交換される写真との意味の違いが読み取れる。御真影は天皇が裁可して下賜されるものであり、個人的に接した人物に配布するものではない。そのため、外国人の政治家や外交官への御真影の下賜は遅れた。ようやく十一月八日にロシア公使からの求めに応じて下賜された。(6)

そして同月にはアメリカ在勤を命じられた外務少輔の上野景範と、イタリア総領事の中山譲治が、それぞれ天皇と皇后の御真影大形の下賜を求めている。上野の願書に「額面ニ制し公使館中江掛置申度」(7)、中山の願書に「日々奉拝仕度」とある。(8)彼らは下賜された御真影を領事館に掲げていたことがわかる。その御真影は外国要人が目にするため、中形ではなく大形が下賜されたと考えられる。

天皇の御真影が洋服ではなく束帯および直衣姿であったのは、宮内少輔の吉井友実による宮中改革が十分でなかったことを示していた。天皇は、明治五年五月の西国巡幸で後の皇族大礼服のような御正服を着用した。だが、その姿は質実剛健の天皇像とは違っていた。したがって、御正服姿で椅子に座った姿と、馬に乗った姿とが撮影されたが、それらが御真影としてどの程度使われたかは判然としない。束帯と直衣姿の天皇の御真影は、明治六年五月五日の皇城が全焼した際に写真原版とともに失われたようである。それは七月にペルーの大統領から天皇に写真が贈られてきたのに対し、「先般炎上之節御写真類悉皆御焼失、其後未御写取無之ニ付、何レ不日御出来之上御廻可申」と回答していることから見て取れる(9)。

再撮影が不可欠であったが、それには質実剛健なイメージとなる写真撮影の環境を整えなければならなかった。明治六年三月には天皇の散髪が断行され、六月には御軍服が仕上がった。この直前には吉井による二度目の女官の免職が行われている。宮中の洋式化に対する弊害が解消されたことにより、大久保利通や吉井などが求める天皇像に相応しい御真影を撮ることが可能になったといえる(10)。

このようにして明治六年九月には、再び写真師の内田九一により御軍服姿の御真影の撮影が実施された。従来の研究でも指摘されているとおり、この御真影には①両手で剣をついてカメラを直視したもの、②①で右前方に目線を反らしているもの、③左手で剣をつき右手を椅子の脇に置きカメラを直視したもの、④③で右前方に目線を反らしているものなど、複数の種類が現存している(11)。問題は、どの御真影が使用されていたのかという点である。

御真影には大形と、キャビネサイズの中形の二種類があり、史料上では大形を「大紙」、中形を「中紙」とも呼んでいる。また「御軍服全身」と「御軍服半身」とがあったが、「御軍服半身」は明治六年十月十日に天皇へ献上された大形の御真影を除くと、他者に下賜された形跡が見られない（表1）。したがって、明治神宮所蔵の「御軍服半身」の御真影は、正規のものではなく、第三章で後述する一般に出回った取締り対象となったものと考えられる。その理由は、天皇献上分以外に史料上で確認できないことに加え、御真影の台紙が正規の大形や中形ではなく、カルト・ド・ヴィジットという小形サイズをしているからである。

御真影の大形と中形の規格と形状については、現存するものから確認する。大形の天皇の御真影は明治六年十二月七日に外務大丞の花房義質がロシア公使館に赴任する前に下賜されたものであり、大形の皇后の御真影は同じく明治十年六月に下賜されたものである。両御真影とも縦四五・

表１　天皇と皇后への御真影献上、皇族への御真影下賜一覧

献上・下賜年月日	人名	御真影の種類
明治　6年10月10日	明治天皇	大形（御軍服全身、半身）、中形（御軍服全身）
明治　6年10月17日	皇后	大形（皇后宮）、中形（皇后宮）
	奥	中形（天皇）
明治　6年10月27日	皇太后	大形（束帯）
明治　6年10月28日	皇太后	大形（御軍服全身）
明治　6年11月20日	皇后	中形（御軍服全身）
明治　7年　3月22日	天皇、皇后、皇太后	大形（皇太后）箱入
	皇太后、女官	中形（皇太后）
明治　7年　7月12日	静寛院宮	大形（天皇）（皇后）
明治　7年　7月13日	華頂宮博経	大形（皇太后）（皇后）
明治　8年　4月23日	桂宮	大形（天皇）（皇后）
明治　8年　4月23日	梨本宮、久邇宮、閑院宮	大形（天皇）（皇后）
明治　8年　4月28日	天皇	大形（皇后）
明治11年　2月14日	有栖川宮熾仁、伏見宮貞愛	大形（皇太后）
明治12年　4月28日	有栖川宮熾仁	大形（皇太后）
明治14年12月20日	東伏見宮	大形（天皇）
明治18年12月23日	有栖川宮熾仁	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治20年　4月29日	明宮	大形（天皇）（皇太后）（皇后）

「御写真記」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号662）、「御写真下賜済人名簿」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号663）から作成。

六センチ、横三三・六センチで、天皇の御真影の縁取りが四周を金銀線で装飾しているのに対し、皇后の御真影の四つ角には金銀線で四角形を組み合わせた模様が配置されている（図1）。

天皇と皇后とで台紙に違いがあるのではなく、下賜された時期の違いによる。おそらく四周を金銀線で装飾したものが初期のもので、明治十年以降に四角形を組み合わせた模様に変わったと思われる。四角形を組み合わせた模様は鈴木真一と台紙に書かれた皇族の写真や、エドアルド・キヨッソーネが描いた御真影でも使用されており、この台紙が長期間にわたって用いられていたことがわかる[12]。また周囲に雷紋と草花唐草の装飾のある天皇と皇后の御真影や、幾何学模様を用いた英照皇太后の御真影も確認できる[13]。それらがどの時期のものかは判然としない。管見の限り御真影大形には、四種類の台紙が存在していたことがわかる。

一方の中形の天皇と皇后の御真影は、明治十年六月十九日に華族の本多忠鵬に下賜されたものである。中形は縦六・四センチ、横一〇・九センチで、縁取りは金線で四周を装飾するものとなっている（図2）。大形と中形とで皇后の姿に差異はないが、天皇の姿は大形が先述した①であるのに対し、中形は④という違いが見られる。これは明治神宮が所蔵する天皇の御真影の大形と中形でも共通してい

図１　明治天皇と美子皇后（昭憲皇太后）の御真影大形（個人蔵）

図２　明治天皇と美子皇后（昭憲皇太后）の御真影中形（個人蔵）

る。後述するように大形は、公使館や県庁など各施設に下賜されているから、多くの人に見せる天皇の御真影は①であり、それに対して一般人が目にすることが難しかった御真影が中形の④であったといえる。なぜ大形の姿と中形の姿を一致させなかったのか。その理由については、これから述べていく行論から答えを出したいと思う。

二　勅奏任官への下賜

明治六年（一八七三）十一月三日、政府官員に対して初となる御真影の下賜が行われた。この日は太陽暦を採用してから初の天皇誕生日を祝う天長節であり、また従来の和装礼服を洋式大礼服に代えて着ることができなくなってから最初の儀式でもあった[14]。そのような場で大形の御真影を拝受したのは、右大臣の岩倉具視、参議の大久保利通、伊藤博文、勝安芳、寺島宗則、宮内卿の徳大寺実則、大内史の土方久元、麝香間祗候の九条道孝、徳川慶勝、松平慶永、伊達宗城、毛利元徳など三十五名である[15]。

続いて十一月九日には宮内少丞の香川敬三など六名に御真影が下賜された。だが今回下賜されたのは大形ではなく中形である。この中形は、十一月十日に宮内大丞の杉孫七郎、宮内省五等出仕の元田永孚など八名、二十日に侍従堀河康隆、典侍の高倉寿子など二十七名にも同じく下賜されている。そのなかで、十日に下賜された宮内少輔の吉井友実だけは大形であった[16]。いずれも天皇と皇后の近くで勤務する宮内省関係者であるが、この大形と中形の差異はどこでつけられていたのだろうか。

この点については、大形を下賜された人物と、中形を下賜された人物が就いていた官職に着目すると答えが見える。大形の御真影が下賜された官職は、太政大臣・右大臣・参議・大内史、各省の卿・大輔・少輔、頭、三等出仕、侍従長、東京府知事、権大判事、権大判事、陸海軍少将、麝香間祗候である。一方で各省の大丞・少丞、四等出仕、侍従番長、侍従、大侍医、権大侍医、典侍、掌侍、権掌侍には、中形の御真影が下賜されている（表2）。これを比較して見ると、大形は勅任官、中形は奏任官に対応していることがわかる。その境界線は、各省の少輔・三等出仕、陸海軍の少将以上は大形、大丞・四等出仕・陸海軍の大佐以下は中形となる。麝香間祗候は勅任官待遇であり、後述するように府知事は各県知事とは異なり勅任官相当の待遇を受けていた。そのため、彼らには大形の御真影が下賜されているのである。

少し遅れて十一月二十五日に木戸孝允、十二月四日に太政大臣の三条実美、参議の大隈重信、陸軍卿の山県有朋、皇族の有栖川宮熾仁親王、麝香間祗候の中山忠能など三十

表２　臣下への御真影下賜一覧

下賜年月日	人名	御真影の種類
明治６年 11 月　３日	岩倉具視、他 34 名	大形（御軍服全身）（皇后）
明治６年 11 月　９日	香川敬三、他５名	中形（天皇）（皇后）
明治６年 11 月 10 日	杉孫七郎、他７名	中形（天皇）（皇后）
	吉井友実	大形（御軍服全身）（皇后）
明治６年 11 月 20 日	堀河康隆、他 26 名	中形（天皇）（皇后）
明治６年 11 月 25 日	木戸孝允	大形（御軍服全身）
明治６年 11 月 27 日	川村純義、他２名	大形（御軍服全身）（皇后）
明治６年 11 月 28 日	志賀親朋、橋本実梁	大形（天皇）
明治６年 12 月　４日	三条実美、他 29 名	大形（御軍服全身）（皇后）
明治６年 12 月　７日	花房義質、他２名	大形（御軍服全身）
明治６年 12 月 12 日	黒田清隆、他１名	大形（御軍服全身）（皇后）
明治６年 12 月 21 日	西四辻公業	中形（天皇）（皇后）
明治６年 12 月 23 日	嵯峨実愛	大形（御軍服全身）（皇后）
明治７年　１月 17 日	五辻安仲	大形（御軍服全身）（皇后）
明治７年　１月 20 日	四辻公賀	大形（御軍服全身）（皇后）
明治７年　３月　２日	榎本武揚、市川文吉	大形（御軍服全身）（皇后）
明治７年　３月 20 日	高崎五六、他９名	中形（天皇）（皇后）
明治７年　３月 22 日	福原恭輔、横山由清	中形（天皇）（皇后）
明治７年　３月 23 日	三条実美	大形（天皇御束帯）（皇太后）
	鄭永寧	大形（御軍服）
明治７年　３月 25 日	柳原前光	大形（御軍服）（皇太后）（皇后）
明治７年　３月	徳大寺実則、他２名	大形（皇太后）
	杉孫七郎、他 31 名	中形（皇太后）
明治７年　４月　９日	松岡時敏、他４名	大形（天皇）（皇后）
	伊丹重賢、他 43 名	中形（天皇）（皇后）
明治７年　５月　１日	林友幸、他 50 名	中形（天皇）（皇后）
明治７年　５月　２日	伊東方成	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治７年　５月　４日	一条基緒	中形（天皇）（皇后）
明治７年　５月　６日	中野健明、他２名	大形（天皇）
明治７年　５月 15 日	松平慶永、他２名	大形（皇太后）
明治７年　５月 17 日	森山茂	大形（天皇）
明治７年　５月 20 日	津田信弘、竹内節	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治７年　５月 23 日	大隈重信、木戸孝允	大形（皇太后）
	長茂	中形（皇太后）
明治７年　５月 25 日	広幡忠礼	大形（御軍服）（皇太后）（皇后）
	中山忠能、他８名	大形（皇太后）
明治７年　６月　１日	河野敏鎌	大形（天皇）（皇后）
	杉亨二、他 114 名	中形（天皇）（皇后）
	司馬盈之、他４名	中形（天皇）
	羽田均	中形（皇后）
明治７年　６月　７日	井田譲	大形（天皇）（皇后）
明治７年　６月　９日	安藤太郎	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治７年　６月 30 日	万年千秋、他 10 名	中形（天皇）（皇后）
明治７年　７月　４日	千家尊福、他３名	中形（天皇）（皇后）
明治７年　７月 14 日	黒木為禎、他９名	中形（天皇）（皇后）

明治 7 年　7 月 22 日	鷲尾隆聚	中形（天皇）（皇后）
	畠山義成	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 7 年　7 月 29 日	得能良介、他 76 名	中形（天皇）（皇后）
	佐藤与三、他 8 名	中形（皇后）
明治 7 年　7 月 31 日	鍋島直大	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 7 年　8 月　2 日	石丸安世	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年　8 月　3 日	本野盛亨	大形（天皇）（皇后）
明治 7 年　8 月 28 日	伊達宗興、他 166 名	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年　9 月 13 日	沢簡徳	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年　9 月 23 日	三吉周亮	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年 10 月　2 日	三条公恭	大形（天皇）（皇后）
明治 7 年 10 月 12 日	広津弘信	大形（天皇）
	迫田鉄五郎	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年 10 月 20 日	生田純貞、他 191 名	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年 10 月 25 日	杉孫七郎	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 7 年 10 月 29 日	二橋元長	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年 11 月　1 日	津森秀実、他 41 名	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年 11 月　2 日	集堂惟徳、他 43 名	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年 11 月 13 日	大原重実、他 5 名	中形（天皇）（皇后）
	森山茂、広津弘信	大形（皇后）
明治 7 年 11 月 15 日	中山譲治	大形（天皇）（皇后）
明治 7 年 12 月　5 日	四条隆謌	大形（天皇）（皇后）
明治 7 年 12 月　8 日	赤星研造	中形（天皇）（皇后）
明治 7 年 12 月 15 日	塩谷良翰	中形（天皇）（皇后）
明治 8 年　1 月　7 日	鷹司輔熙	大形（天皇）（皇后）
明治 8 年　1 月 10 日	大迫尚克	中形（天皇）（皇后）
明治 8 年　1 月 15 日	益満行靖	中形（天皇）（皇后）
明治 8 年　1 月　7 日	鷹司輔熙	大形（天皇）（皇后）
明治 8 年　2 月 27 日	安藤正道、他 4 名	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 8 年　2 月 28 日	東園基愛	中形（皇太后）
明治 8 年　3 月　1 日	綾小路有良	中形（皇太后）
明治 8 年　3 月　2 日	森寺常徳	中形（皇太后）
明治 8 年　4 月 22 日	中山譲二	中形（皇太后）
明治 8 年　4 月 23 日	河田景与	中形（天皇）（皇后）
明治 8 年　4 月 24 日	仙石政固	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 8 年　5 月　5 日	花園清子	中形（天皇）（皇后）
明治 8 年　5 月 14 日	花園清子	中形（皇太后）
明治 8 年　7 月 13 日	佐野常民	大形（皇太后）
明治 8 年　9 月　5 日	池田慶徳、池田茂政	大形（皇太后）
明治 8 年 10 月 10 日	鮫島尚信	大形（皇太后）
明治 8 年 10 月 18 日	壬生基修	大形（皇太后）
明治 8 年 10 月 29 日	岩井克俊	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 8 年 11 月　9 日	品川忠道	大形（皇太后）
明治 8 年 11 月 20 日	岡部長職	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 9 年　4 月 10 日	岩倉具視	大形（皇太后）
明治 9 年　4 月 18 日	鍋島直彬	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 9 年　6 月 24 日	伊藤方成	大形（天皇）（皇太后）（皇后）

	由利公正、他 3 名	大形（皇太后）
明治　9 年　8 月 14 日	高崎正風	中形（皇太后）
明治　9 年 10 月　3 日	秋月種樹、他 10 名	大形（皇太后）
明治　9 年 11 月　6 日	大原重徳	大形（皇太后）
明治 10 年　1 月　5 日	松浦詮、他 3 名	中形（天皇）（皇后）
明治 10 年　3 月 28 日	醍醐忠順、他 33 名	中形（天皇）（皇后）
明治 10 年　4 月 16 日	山本実政、他 9 名	中形（天皇）（皇后）
明治 10 年　4 月 27 日	野宮定功、他 24 名	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 10 年　6 月 19 日	正親町実徳、他 253 名	中形（天皇）（皇后）
明治 10 年　8 月 10 日	小南五郎	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 10 年　8 月 23 日	豊岡健資、日野西光善	中形（天皇）（皇后）
明治 10 年 10 月　8 日	武田敬孝、他 5 名	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 10 年 11 月　2 日	土方久元	大形（皇太后）
明治 10 年 12 月 17 日	大谷光尊	大形（皇太后）
明治 10 年 12 月 28 日	建野郷三	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 11 年　1 月 19 日	宇田淵、他 2 名	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 11 年　4 月 13 日	足立正聲	中形（皇太后）
明治 11 年 10 月 19 日	岡保義	中形（皇太后）
明治 11 年 12 月 25 日	近衛忠熙	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 12 年　2 月 15 日	岩倉具視	大形（皇太后）
明治 12 年　5 月 16 日	小藤孝行	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 12 年　6 月 25 日	長岡護美、元田永孚	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 12 年　7 月　7 日	松寿院	大形（皇后）
明治 12 年 10 月 28 日	池田謙斎	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 12 年 12 月 27 日	小沢武雄	大形（皇太后）
明治 13 年　1 月　9 日	津軽承昭	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 13 年 3 月 28 日	香渡晋	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 13 年 4 月 6 日	田中光顕	大形（皇太后）
明治 13 年 8 月 26 日	箕作麟祥	大形（皇太后）
明治 13 年 11 月 16 日	萩昌吉	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 13 年 12 月 28 日	中村弘毅	大形（皇太后）
明治 14 年　3 月 11 日	渋谷家教	大形（皇太后）
明治 14 年　6 月　2 日	芳川顯正	大形（皇太后）
明治 14 年　8 月　2 日	山内勝明、長崎省吾	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 14 年　8 月 13 日	大谷光瑩	大形（皇太后）
明治 14 年　8 月 16 日	大谷光勝	大形（皇太后）
明治 14 年 11 月 12 日	麻見義脩、田辺新七郎	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 14 年 11 月 19 日	戸塚文海	大形（皇太后）
明治 14 年 12 月 15 日	加藤弘之	大形（皇太后）
明治 14 年 12 月 27 日	小西有勲	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 15 年　3 月 10 日	伊藤博文	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 15 年　3 月 24 日	平野好徳	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 15 年　3 月 29 日	田中建三郎	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 15 年　4 月 13 日	浦田長民	中形（皇太后）
明治 15 年　4 月 27 日	浅香茂徳	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
	柴山典	中形（皇太后）
明治 15 年 12 月　9 日	渡瀬正造、飯田年平	中形（天皇）（皇太后）（皇后）

明治 15 年 12 月 22 日	黒川通軌	大形（皇太后）
明治 15 年 12 月 26 日	尾崎三良	大形（皇太后）
明治 16 年　3 月 17 日	辻維岳	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
	肥田浜五郎	大形（皇太后）
明治 16 年　5 月 11 日	長田銈太郎	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 16 年　5 月 17 日	井関美清	中形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 17 年　5 月 21 日	桜井能監	中形（皇太后）
明治 18 年　1 月 28 日	西園寺公望	大形（皇太后）
明治 18 年　7 月 23 日	高崎正風	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 19 年　9 月 16 日	辻新次	大形（皇太后）
明治 19 年 11 月 25 日	山尾庸三	大形（皇太后）
明治 20 年　4 月 25 日	渡辺清	大形（皇太后）
明治 20 年　6 月 25 日	長松幹、他 2 名	大形（皇太后）
明治 20 年　7 月 28 日	長谷部辰連	大形（皇太后）
明治 20 年 10 月 22 日	香川敬三	大形（御軍服）（束帯）（皇太后）（皇后）
明治 20 年 11 月 21 日	堤正誼	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 20 年 12 月 22 日	綿貫吉直	大形（皇太后）
明治 21 年　2 月 20 日	三宮義胤	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 21 年　4 月 26 日	田辺良顕、他 2 名	大形（天皇）（皇太后）（皇后）
明治 21 年　5 月　4 日	広沢真臣	大形（天皇）（皇后）
明治 21 年　5 月 18 日	桜井能監	大形（天皇）（皇太后）（皇后）

前掲「御写真記」、「御写真下賜済人名簿」から作成。

名が、御真影大形を得ている。[17] 彼らは十一月三日に下賜される予定でいた。この前から木戸は体調不良で太政官の閣議を欠席することが多く、また三条が朝鮮大使派遣の決定をめぐるなか病気で倒れたことはよく知られている。[18] つまり彼らに下賜が遅れたのは、体調不良や公務により参内できなかったためであり、この点は勲章授与式を欠席する場合とよく似ている。[19] ここからは、政府内の大臣、参議、各省の卿、大輔、少輔などの勅任官、そして宮内省の勅任官および天皇側近の奏任官に、他官員よりも優先して御真影が下賜されたことが見て取れる。

十一月二十七日に開拓使、翌二十八日に東京府・京都府・大坂府の他六十県庁、十二月十四日に開拓使北海道本庁に御真影大形が下賜された。[20] 三府七十二県一使のうち、三府六十県一使に下賜されたことになる。これに続き、明治七年五月一日に京都府知事の長谷信篤、大阪府権知事の渡辺昇、神奈川県令の中島信行、新潟県令の楠本正隆、兵庫県知事の神田孝平、長崎県令の宮川房之に、天皇の大形御真影が下賜された。[21] 一方で他県の知事および県令には、各請願に応じて御真影中形が下賜されている。[22] この差異は県知事が奏任官でありながら、三府と開港地の県知事に限っては勅任官待遇を受けていたことによる。明治九年まで三府と開港地の県知事は勅任文官大礼服を着ることがで

き、奏任文官大礼服を着る他県の知事よりも高い地位を示した。[23]

そのような特別措置が取られたのは、三府や開港地の県では外国人と接する機会が多かったからである。実際、明治六年十一月十七日付で神奈川県権令の大江卓は、「聖上皇后宮御影之御写真此程各国公使等へ御贈相成候趣ニ有之候処、折ニ触レ私儀所持不致候而者交際上不体裁之場合も有之」と述べている。各国公使が大形の御真影を所持しているのに、自分にそれがないのは体面を欠くおそれがあるという。[24]このあたりは公式儀礼の場で勅任待遇の大礼服に加え、高等勲章を佩用していないと見下されるという論理と重なる。この点は外国に駐箚する外交官の奏任官たちに御真影大形が下賜されたことと一致している。したがって、三府と開港地の県知事には請願を必要とせず御真影大形が下賜され、それ以外の県知事には他の奏任官と同じく請願を受けた上で御真影中形が下賜されたのである。

これに続いて翌年の明治七年には太政官および太政官左院、各省の奏任官から御真影の下賜願いが、宮内省に提出されている。この出願のうち、明治七月五月八日付で内務省五等出仕の北代正臣など四名が宮内卿徳大寺実則に宛てた書面には、興味深い文言が確認できる。その文面には「主上皇后宮御撮影之儀者、人民一般奉表掲日々御仁徳を奉瞻仰可然儀と奉存候処、先般勅任官一同及奏任官ト雖モ願之者へ頂戴被仰付候趣伝承仕候、就而者微臣等ニ於テ甚恐懼之至ニ奉存候得共、格別之御詮議ヲ以頂戴被仰付候様仕度、此段奉願候也」とある。[25]

ここで目につくのは天皇と皇后の御真影下賜を求める文書に加え、「人民一般奉表掲日々御仁徳を奉瞻仰可然儀と奉存候処」と、御真影を人々が日々奉拝するものと位置づけていることである。これは各府県庁に下賜されたものを指していると思われる。そのような特定の場所でしか見られない御真影を個人で所有できるとなれば、勅任官や奏任官が下賜願いを提出したのも頷ける。

こうした出願は明治八年以降にも出されているが、陸軍省と海軍省は他省に比べて出願者数の多いのがわかる。当時の陸軍は全国に東京・大阪・仙台・名古屋・広島・熊本の六鎮台が置かれており、各鎮台で勤務する少尉以上の者たちが東京に上京して御真影を受け取るのは難しかった。そこで御真影を下賜される対象者が多数いる場合は、東京の担当者が代表して受け取っている。[26]

御真影が勅任官と奏任官に応じて大形と中形とに分かれていたことは、官等に応じた栄典制度に類似していたといえる。その証左となるのが、明治十一年四月十三日付で宮内卿徳大寺実則が外務卿寺島宗則に宛てた回答である。そ

こで徳大寺は、「依願中形壱枚ツヽ、下賜済ニハ有之候得共、奏任官之節中形被下済之輩、勅任官ニ相成候節ハ更ニ大形被下相成候類例も有之」と述べている[27]。奏任官のときに御真影中形を下賜された者が、勅任官に昇進してからあらためて大形を下賜されていたことがうかがえる。徳大寺の文面からは、奏任官から勅任官に昇格した者が必ず下賜されるとは限らないこともわかる。

政府官員でも御真影の下賜が許可されなかった事例も散見される。明治八年三月九日付で宮内省は、前年五月九日に内務省権大録など六名の御真影下賜願を不許可にしている。その理由には「判任官へ者不下賜之御規則ニ付」とあり[28]、ここからは政府官員でも判任官は下賜の対象でなかったことがわかる。

御真影を個人的に所持するには、奏任官の官等を有していなければならなかったことが理解できる。明治十年四月に海軍少軍監の小野寺御郷は、免官に際して前年八月に下賜された御真影を奉還している[29]。彼が御真影を所持する権利を喪失したことにほかならない。だが、木戸孝允や岩倉具視などは死去に際して御真影を奉還していないから、死者の奉還はその限りではなかったようである。

政府の勅任官および奏任官に続いては、従五位以上の華族たちに御真影が下賜された。華族への下賜は、明治十年一月五日に松浦詮など四名、三月二十八日に醍醐忠順など三十四名、四月十六日に山本実政など十名、四月二十七日に野宮定功など二十五名、六月十九日に正親町実徳など二百五十四名、八月二十三日に豊岡健資など二名と、分けて行われた。野宮など二十五名には出願に応じて皇太后の御真影も下賜されている[30]。正二位の醍醐を含め中形の御真影が下賜されているから、高位を有していても麝香間祗候ではない華族が大形の御真影を得ることは難しかった。

明治十年以降には出願に応じた下賜の回数が減少している。これは明治七年から十年までの間に膨大な数の御真影を下賜したため、すでに下賜された者と、そうでない者とを判別するのに時間を要したからである。明治十二年三月十五日に宮内省書記官は、出願申請をした担当者の陸軍中佐に対し、前年十二月に陸軍省から御真影下賜を出願した二百二十八名のうち、一名はすでに下賜されているため、その人名を削除して再び申し入れるよう回答している[31]。

三　御真影の管理と取締り

ここでは栄典制度としての御真影について別の角度から検討する。まずは下賜された御真影を傷つけてしまった場合について述べる。明治九年（一八七六）三月、オーストラリアのメルボルンに在勤する勧業寮七等出仕の橋本正人

は下賜された御真影を箪笥にしまっていたが、それを天長節に出そうとしたところ紛失していたため、警察に捜索させている[32]。だが、橋本が御真影を紛失したことで責任を問われる事態にはなっていない。

それは次の海軍省が御真影交換を求めた事例からも確認できる。明治九年十二月には、海軍艦の富士山に下賜された皇后の御真影に甲板の雨漏れから水が染み、「御模様不明瞭」となってしまった。そこで御真影の状況について「外箱等相破レ、其御彩色モ湿染致シ、所々小削処等有之」、「御写真色所々已ニ変換之分ハ不相直、何分致方無之所ヨリ無拠、其議方々ノ者ヘ手当致シ右之補繕方為致候処、少々宜敷相成候得共、其直方十分ニ不行届」と報告し、新たな御真影に交換してほしいと願い出ている。この申請を宮内省は許可しており[33]、艦長が管理不行き届きにより辞意を表明することはなかった。

右の二例はいずれも事故によるものであったが、経年変化によって御真影が見るに堪えられない状況となるものも存在した。明治十一年二月二十五日付で大分県権令の香川真一は、御真影が褪色したため、新しいものと交換してほしいと出願し、これを宮内省は許可している[34]。これと同じ理由で許可されたのは、明治十八年九月の香港領事館と滋賀県庁、同二十一年八月の筑波艦が挙げられる[35]。さらに明治二十一年四月には兵庫県知事の内海忠勝が、自身で所持する御真影が褪色したから交換してほしいと要求し、この願い出も聴許されている[36]。

明治十年十一月十五日に御真影を下賜された学習院は、同十九年二月の火災でそれを焼失させてしまった。『学習院百年史』にも御真影を護るために焼死した者や、火災の責任を問われて辞職したという記述はない。同年十月、学習院長の大鳥圭介は御真影の下賜を求め、これを宮内省は許可している[37]。この点は、明治二十年代以降に各学校で奉安殿が建てられ、御真影が焼失した場合に責任が問われるような社会風潮が出てくるのとは大きく異なっている。

火事や風雨などの災害や、経年変化による褪色などは、仕方のないこととして処理されていたのである。このあたりは、授与された勲章が経年変化で傷んだり、事故によって破損した場合、受賞者の求めに応じて賞勲局で修復したのと似ているように思われる[38]。だからといって御真影が軽く扱われてもよいという意味ではない。御真影に栄典制度の意味が含まれているとすれば、その扱いが厳重になるのは当然である。

この点は御真影を無許可で所持していた者が取締りの対象となっていることが示している。明治八年四月には長崎県で御真影が密売されていることが発覚した。この取締り

図３　複写された明治天皇の御真影（個人蔵）

は同県官員に指令したものの、全国府県に達を出すことはしていない[39]。同時期には愛知県でも類似の事件が起きている。名古屋長者町の写真店は、天皇と皇后の御真影の「種板」を入手した某の依頼に応じて「複写」三枚を作成した。後日、某が「複写」の一枚を高額で売ったことから事件が明るみになった。愛知県では右の「種板」と「複写」を取り押さえ、宮内省に提出している[40]。

ここからは民間に御真影の複写可能な「種板」が流布していたことが確認できる。明治八年四月から十九年二月までに没収された御真影は百二件（写真枚数ではない）におよぶ。そのうち東京の四十件、神奈川の十三件、京都の六件、北海道の五件、福島の四件が多発県である。その他十四県で発生しており、北は北海道から南は鹿児島まで全国約三分の一の府県道で起きていることがわかる（表３・図３）。

東京は御真影を入手するには宝庫であった。明治八年五月に若松市の商人は東京馬喰町の夜店で買ったという御真影を県に提出しており[41]、赤坂と芝で売買していた御真影が没収された[42]。明治十一年二月には南神保町で天皇六十二枚、皇后三枚を所持していたことが発覚した[43]。さらに明治十三年五月には上野北大門町で露店販売していた三十枚の御真影、八月には銀座四丁目で露店販売していた九枚の御真影が押収された[44]。上記の事例から東京では、銀座・馬喰町・

表３　御真影没収一覧

処理年月	所持者･提出機関	発覚府県	種類	枚数
明治　8年　4月	密売	長崎	天皇・皇后	不明
明治　8年　4月	販売	愛知	天皇・皇后	不明
明治　8年　6月	商人	若松（福島）	天皇・皇后	2葉
明治　9年　2月	写真所有	東京	天皇・皇后	不明
明治　9年　4月	写真所有	東京	天皇	不明
明治　9年　4月	写真所有	東京	不明	2葉
明治　9年　4月	拾得物	東京	不明	5葉
明治　9年　4月	販売	東京	不明	1葉
明治　9年　4月	販売	東京	天皇・皇后	不明
明治　9年　6月	写真所有	東京	天皇	6葉
明治　9年　6月	写真所有	東京	天皇・皇后	2葉
明治　9年　7月	販売	大分	天皇・皇后	不明
明治　9年11月	写真所有	東京	天皇・皇后	不明
明治　9年12月	写真所有	青森	天皇	不明
明治10年　1月	写真所有	愛媛	不明	1葉
明治10年　4月	写真所有	東京	不明	2枚
明治10年　4月	写真所有	神奈川	不明	1枚
明治10年　5月	写真所有	静岡	天皇・皇后	20葉
明治10年　6月	写真所有	東京	不明	5枚
明治10年　6月	写真所有	東京	天皇・皇后	2枚
明治10年　6月	教導団	東京	天皇	1枚
明治10年　7月	長崎裁判所	長崎	不明	5葉
明治10年11月	写真所有	東京	不明	3葉
明治10年11月	写真所有	東京	天皇・皇后	4葉
明治11年　1月	写真所有	福島	不明	2葉
明治11年　1月	写真所有	東京	不明	1枚
明治11年　1月	販売	東京	天皇・皇后	大形3枚･小形26枚
明治11年　2月	遺失物	大阪	不明	3葉
明治11年　2月	写真所有	東京	天皇・皇后	62葉･3葉
明治11年　4月	娼妓	東京	天皇・皇后	2枚
明治11年　4月	販売	三重	天皇	1枚
明治11年　5月	販売	岐阜	天皇	3枚
明治11年　5月	写真所有	京都	天皇	1枚
明治11年　5月	写真所有	東京	天皇･皇太后･皇后	2枚
明治11年　7月	盗難品	大阪	天皇・皇后	1枚
明治11年　7月	販売	東京	天皇・皇后	11枚
明治11年10月	写真職（販売）	福岡	天皇・皇后	2枚
明治11年11月	写真所有	東京	天皇・皇后	40枚
明治11年11月	販売	京都	天皇・皇后	29枚
明治11年12月	不明	京都	不明	2葉
明治11年12月	写真所有	東京	天皇	1葉
明治11年12月	犯罪者	鹿児島	天皇	1葉
明治12年　2月	写真所有	東京	天皇	1葉

明治 12 年　2 月	写真所有	静岡	天皇・皇后	2 葉
明治 12 年　3 月	写真所有	東京	天皇・皇后	6 葉
明治 12 年　3 月	窃盗犯	東京	不明	2 葉
明治 12 年　3 月	賭博犯	福島	天皇・皇后	2 葉
明治 12 年　4 月	押収品	神奈川	天皇・皇后	32 葉
明治 12 年　4 月	写真所有	東京	皇后	1 葉
明治 12 年　4 月	写真所有	東京	不明	3 葉
明治 12 年　5 月	大阪裁判所	大阪	不明	10 葉
明治 12 年　5 月	福島裁判所	福島	不明	3 葉
明治 12 年　5 月	販売	東京	天皇・皇后	1 葉・4 葉
明治 12 年　6 月	販売	東京	天皇	2 葉
明治 12 年　6 月	販売	東京	天皇・皇后	58 葉
明治 12 年　6 月	不明	東京	天皇	2 葉
明治 12 年　8 月	僧侶	東京	天皇	1 葉
明治 12 年　8 月	拾得物	岐阜	天皇	1 葉
明治 12 年　8 月	写真所有	北海道	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 12 年　8 月	写真所有	三重	天皇・皇后	3 葉
明治 12 年　8 月	窃盗犯	京都	天皇・皇后	2 葉
明治 12 年　9 月	不明	東京	天皇・皇太后	1 葉・1 葉
明治 12 年　9 月	神戸裁判所	兵庫	天皇	1 葉
明治 12 年　9 月	神奈川	神奈川	天皇・皇后	11 葉
明治 12 年 10 月	囚人	東京	天皇・皇后	2 葉
明治 12 年 11 月	写真所有	東京	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 12 年 11 月	不明	東京	天皇・皇后	2 葉
明治 12 年 11 月	不明	兵庫	天皇	1 葉
明治 12 年 12 月	犯罪者	京都	天皇	1 葉
明治 12 年 12 月	遺失物	愛知	天皇・皇后	2 葉
明治 12 年 12 月	拘留者	神奈川	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 13 年　2 月	写真所有	北海道	天皇	1 葉
明治 13 年　4 月	写真所有	東京	天皇	1 葉
明治 13 年　5 月	写真販売	東京	不明	30 葉
明治 13 年　7 月	犯罪者	京都	天皇・皇后	1 葉
明治 13 年　7 月	新潟裁判所	新潟	天皇・皇后	4 葉
明治 13 年　8 月	写真販売	東京	不明	9 葉
明治 13 年 12 月	写真所有	京都	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 13 年 12 月	八王子警察署	神奈川	天皇・皇后	2 葉
明治 13 年 12 月	名古屋裁判所	愛知	天皇	11 葉
明治 13 年 12 月	写真販売	東京	天皇・皇后	17 葉
明治 14 年　3 月	神奈川税関	神奈川	天皇・皇后	6 葉・7 葉
明治 14 年　3 月	犯罪者	愛知県	天皇	1 葉
明治 14 年　3 月	犯罪者	北海道	天皇	1 葉
明治 14 年　4 月	犯罪者	北海道	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 14 年　5 月	窃盗犯	神奈川	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 14 年　7 月	横浜税関	神奈川	天皇・皇后	5 葉
明治 14 年　9 月	密売	福島	天皇・皇后	111 葉
明治 14 年　9 月	東京・函館裁判所、福井県	東京・北海道・福井	天皇・皇后	4 葉
明治 14 年 11 月	商店	愛知	天皇・皇后	不明

明治 15 年　7 月	犯罪者	山梨	天皇・皇后	29 葉
明治 15 年　7 月	犯罪者遺留物	愛知	天皇・皇后	4 葉
明治 16 年　5 月	犯罪者	千葉	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 16 年　8 月	骨董店	神奈川	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 17 年　3 月	犯罪者	千葉	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 17 年　7 月	写真所有	岩手	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 17 年 10 月	巡査が拾得	神奈川	天皇	1 葉
明治 18 年　2 月	横浜遊郭	神奈川	天皇・皇后	3 葉
明治 18 年　4 月	藤沢店頭	神奈川	天皇・皇后	1 葉・1 葉
明治 19 年　2 月	横須賀写真販売	神奈川	不明	不明

「御写真録」明治 8 年～ 19 年（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵）から作成。

赤坂・芝・神保町などに御真影を販売する店があったことが見て取れる。

御真影の民間流通には、関東では東京、関西では京都および大阪での販売力が大きかった。京都府の窃盗犯が大阪府心斎橋で購入しており[45]、京都でも桜ノ町の某が販売目的で御真影二十九枚を所持していた[46]。

押収された御真影は氷山の一角に過ぎない。押収品の所持者は窃盗犯や賭博犯などの軽犯罪者である。彼らが罪を犯さなければ発覚しなかった。明治十七年七月には、違法な御真影と知らずにそれを盗んだ窃盗犯が逮捕されたことによって明るみとなっている[47]。したがって、犯罪者ではない元の所有者は、窃盗に遭わなければ違法な御真影を所持していても、ばれなかったに違いない。そのように隠し持っていた者はかなりいたように思われる。

従来の研究でも一般人が写真所持することや、御真影の販売が禁止されていた事実については触れられている[48]。だが、「御写真録」に記載の事例を挙げながら細かく紹介したのは今回がはじめてであり、またその取締り理由がなにであるかについても述べられてはこなかった。その答えを本論から示せば、天皇から下賜された者しか所持できない御真影の価値を損なわせるため、取締りが行われたということとなる。勲章を販売したり、勲章に類似した徽章を佩

用することは禁止された[49]。この点でも勲章と御真影は共通しているのである。

御真影の所持は、皇族・華族・勅任官・奏任官に限られていた。したがって、明治八年八月に御真影の撮影者である内田九一が願書を提出したものの、一般人である青柳補助への下賜は許可されていない[50]。岩手県の菊池金吾は、明治九年の東北巡幸に際して自費で道路を整備し、自宅は行在所に指定された。また篤志家として功績が認められ、内務省の申請を経て天皇から盃および縮緬が下賜されていた。そのような人物にもかかわらず、明治十三年六月に御真影の下賜は「類例無之」との理由により不許可となっている[51]。明治十五年八月には長野県の池田元吉が、明治十年の東海北陸両道巡幸などの事例を挙げながら、右と同じような理屈で御真影の下賜を求めたが「類例モ無之」と処理された[52]。

それが明治二十一年八月に菊池が御真影の下賜を再び出願したときには、宮内省は前回の回答とは異なり、特別な配慮と前置きをしながら「篤志殊勝」として下賜を許可した[53]。この変化の理由にも栄典制度との関係があるように思われる。それまで政府官員に限られていた勲章授与が、明治二十年代以降に授与の対象が民間の財界人や篤志家に広げられた[54]。その流れに重ねて見ると、民間の篤志家などにも特別な場合に限り、勲章に準ずる御真影が下賜されたということができる。

四　外交儀礼としての御真影

御軍服姿の天皇の御真影は、明治六年（一八七三）十月十日に天皇、十七日に皇后、二十八日に皇太后へと、それぞれ献上された。この間の十月十二日にイタリアのブリンス、十七日にアメリカのブルークスの求めに応じて御軍服姿の御真影大形が下賜されている[55]。政府官員よりも優先して下賜されていることからは、御軍服姿の御真影が対外的に必要不可欠であったことを示している。在外の領事館や公使館に掲示する御真影としては、すでに領事館の備えつけとして上野と中山に束帯姿の御真影が下賜されていた。だが御軍服姿のものは、十月二十九日にロシア公使館に下賜されたのを嚆矢とする。

海外の公使館や領事館で勤務する者には、上野や中山の後にも出発に際して御真影が下賜された。明治六年十一月二十八日には外務三等書記官の志賀親朋、十二月七日には先に紹介した外務大丞の花房義質が、それぞれ大形の御真影を拝受している[56]。大形の御真影下賜は、明治七年三月二日には一等特命全権公使の榎本武揚、三月二十三日に外務一等書記官の鄭永寧、五月六日に外務一等書記官の中野健明と続く[57]。彼らは勅任官であるから大形の御真影を下賜さ

れておかしくはない。

だが、明治七年五月十七日に外務六等書記官の森山茂、翌七年十一月十三日に外務省六等出仕の大原重実、同七等出仕の広津弘信など六名が、奏任官にもかかわらず大形の御真影を下賜されている。[58] これは明治七年五月二十日に宮内省七等出仕の津田信弘、七月二十九日に大蔵省紙幣頭の得能良介などが、中形の御真影を下賜されているのと比較しても、[59] 例外的措置であることがうかがえる。

このような措置が外交上の体面に配慮していたことは想像に難くない。なぜなら明治十五年三月二十九日に外古掛の田中健三郎、翌十六年五月十一日に外事課の長田銈太郎が、大形の御真影を下賜されており、その理由が外古掛のため特別、外事課のため大形下賜などと記載されているからである。[60] 外国人に接する機会のある奏任官は、他の奏任官とは異なり勅任官同様に大形の御真影が下賜されていた点は見逃せない。

御真影が下賜された人名には外国人が少なからず含まれている（表4）。それでは御雇外国人や来日した外国の官員や軍人などであれば、誰でも御真影を下賜されたのだろうか。明治八年四月十五日付で神奈川県参事の山東直砥が宮内省七等出仕の竹内節に送った伺いによれば、前年に神奈川県雇イギリス人のペルシワルヲスボルンへの御真影下

表4　外国人への御真影下賜一覧

下賜年月日	人名	御真影の種類	肩書
明治　6年10月12日	ブリンス	大形(御軍服)	イタリア
明治　6年10月	ブルークス	大形(御軍服)	アメリカ
明治　6年12月　7日	ゴロジャコフ	大形(御軍服)	ロシア宰相
明治　6年12月17日	琉球藩王	大形(御軍服)(皇后)	
明治　7年　3月22日	琉球藩王	大形(皇太后)	
明治　7年　6月12日	ヲラロースキー	大形(御軍服)(皇后)	ロシア代理公使
明治　7年　7月14日	モルケ	大形(御軍服)(皇后)	文部省御雇アメリカ人
明治　7年　9月14日	ビリユメル	大形(御軍服)	ロシア水海提督
明治　7年11月20日	カメルゲルストルウエ	大形(御軍服)(皇后)	ロシア代理公使
明治　7年12月　2日	イ・ペンシヤイン・スミス	大形(御軍服)(皇后)	外務省御雇アメリカ人
明治　7年12月20日	ジョーヂビーウィリアムス	大形(御軍服)(皇后)	大蔵省御雇アメリカ人
明治　7年12月28日	ミュニエー	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	ジュールダン	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	デシヤルム	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	ビエイヤール	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	ヲルセール	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	ルボン	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	エシュマン	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	ペルサン	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	ヲール	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇

	アンゴー	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	カルチェー	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	モルナー	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
	ジョツケル	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇
明治 8年 1月17日	フランソワデイヤッコブハルビヤス	大形(御軍服)	工部副卿
明治 8年 2月 9日	ホーレン・ケプロン	大形(御軍服)(皇后)	開拓使御雇教師
明治 8年 2月20日	ドクトルブッケマ	大形(御軍服)(皇后)	陸軍省御雇オランダ軍医
明治 8年 2月25日	コロネル・リチャルヅ	大形(御軍服)(皇后)	イギリス海兵士官
	ドクトル・コルドウエル	大形(御軍服)(皇后)	イギリス海兵士官
	カプテン・ワルシ	大形(御軍服)(皇后)	イギリス海兵士官
	カプテン・ブロトン	大形(御軍服)(皇后)	イギリス海兵士官
	リフテナント･セント･ジヨン	大形(御軍服)(皇后)	イギリス海兵士官
	カプテン・ウールコム	大形(御軍服)(皇后)	イギリス海軍士官
	カプテン・デ・アレイ	大形(御軍服)(皇后)	イギリス海軍士官
	ゼ・ベルトミー	大形(御軍服)(皇后)	フランス特命全権公使
	コリヨン	大形(御軍服)(皇后)	フランス海軍歩兵大尉
	アドヲ	大形(御軍服)(皇后)	フランス海軍歩兵中尉
	コワフヒエー	大形(御軍服)(皇后)	フランス海軍歩兵少尉
	マルタン	大形(御軍服)(皇后)	フランス会計監督
	ボシヤル	大形(御軍服)(皇后)	フランス軍医
明治 8年 4月 8日	ジョージ･ワレス･ヒール	大形(御軍服)	旧蕃地事務局御雇アメリカ人
	ドングラス・カッセル	大形(御軍服)	旧蕃地事務局御雇アメリカ人
	ゼームス･アール･ワッソン	大形(御軍服)	旧蕃地事務局御雇アメリカ人
	李仙得	大形(御軍服)(皇后)	旧蕃地事務局御雇
明治 8年 5月28日	トクトルゼーフエテリマエルモール	大形(御軍服)(皇后)	ペルー公使
	ポシエツト	大形(皇后)	ロシア海軍中将兼工部卿
	ミユルレル	大形(御軍服)(皇后)	宮内省御雇ドイツ医師
	カビテーン・トムソン	大形(御軍服)	イギリス士官
	フロフェッソルトムソン	大形(御軍服)	イギリス士官
明治 8年 7月 2日	フルベッキ	大形(御軍服)(皇后)	アメリカ人
	ガリー	大形(御軍服)(皇后)	フランス人
	シーボルト	大形(御軍服)(皇后)	ドイツ人
	カランス	大形(御軍服)(皇后)	フランス水師提督
	ビリユメル	大形(皇后)	ロシア海軍総督
	ヲースロフ	大形(御軍服)(皇后)	デンマーク使節
明治 8年 7月28日	ホフマン	大形(御軍服)(皇后)	宮内省雇ドイツ人
明治 8年10月22日	レスペェーズ	中形(御軍服)(皇后)	フランス士官
	ブロヲン	中形(御軍服)(皇后)	フランス士官
	ブリヲン	中形(御軍服)(皇后)	フランス士官
	クレール	中形(御軍服)(皇后)	フランス士官
	コリュー	中形(御軍服)(皇后)	フランス士官
	フコート・フールコロワ	中形(御軍服)(皇后)	フランス士官
	シユク･ド･ベンチェール	中形(御軍服)(皇后)	フランス士官
明治 9年 2月 4日	ボアソナード	大形(御軍服)(皇后)	司法省雇フランス人
	ウエーダル	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師アメリカ人
	ウィルソン	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師アメリカ人
	マッカーデ	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師アメリカ人

	パーソン	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師アメリカ人
	ロクウェル	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師アメリカ人
	アリン	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師アメリカ人
	マンロー	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師アメリカ人
	ワッソン	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師アメリカ人
	グリグスベ	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師イギリス人
	ソンマルス	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師イギリス人
	アトキンリン	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師イギリス人
	スミス	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師イギリス人
	サイル	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師イギリス人
	フーク	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師フランス人
	ジュリー	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師フランス人
	マンジョウ	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師フランス人
	クロッツ	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師フランス人
	ワグネル	大形(御軍服)(皇后)	東京開成学校教師プロイセン人
明治 9年 4月19日	スコット	大形(御軍服)(皇后)	東京英語学校教師アメリカ人
	ジョン・エ・ビンハム	大形(御軍服)(皇后)	アメリカ特命全権公使
	ペートンジョウトン	大形(御軍服)(皇后)	外務省雇アメリカ人
明治 9年 6月19日	コント・エ・ヂシー	大形(御軍服)(皇后)	オーストリア内閣顧問
明治 9年 8月21日	イペンシャインズミス	大形(御軍服)(皇后)	外務省雇アメリカ人法律家
明治 9年 7月15日	コットフレー	大形(御軍服)(皇后)	工部省雇鉱山師長イギリス人
明治 9年12月15日	シユック・ド・パンチエーブル	大形(御軍服)(皇后)	フランス海軍大尉
明治10年 3月21日	エ・アルブラウン	大形(御軍服)(皇后)	駅逓局雇イギリス人
明治10年 8月23日	フリンツ・ハインリッヒ・リヒテンスタン	大形(御軍服)(皇后)	オーストリア貴族
	プリンツ・アルフレード・モンテヌコー	大形(御軍服)(皇后)	オーストリア貴族
明治10年10月 9日	ジューラント	大形(御軍服)(皇后)	アメリカウエルスレー大学校事務掛
明治10年11月28日	ド・ジョフロワー	大形(御軍服)(皇后)	フランス特命全権公使
明治12年 8月28日	ロベルトソン・エッチ・ビートルス	大形(御軍服)(皇后)	明治丸船長御雇外国人
明治12年11月 3日	ハインリッヒ殿下	大形(御軍服)(皇后)	プロイセン皇孫
明治13年10月12日	ジュッドシーエン殿下	大形(皇后)	イタリア皇族
明治13年7月17日	マンニング	大形(御軍服)(皇后)	東京府看病院雇
明治14年 2月 2日	エー・マークス	大形(御軍服)(皇后)	オーストラリアメルボン府日本領事
明治14年12月14日	ロルド・チャルス・スコット	大形(御軍服)	イギリス軍艦艦長
明治15年 1月28日	ゼー・ゴルドン・ケネデー	大形(御軍服)(皇后)	イギリス代理公使
明治15年 3月 1日	カ・ウエ・スツルウエ	大形(御軍服)(皇后)	ロシア特命全権公使
明治15年 5月11日	ヘンリー・ダイアル	大形(御軍服)(皇后)	工部大学校教頭雇イギリス人
明治15年11月20日	ロルド・チャルス・スコット	大形(御軍服)	イギリス軍艦艦長
明治16年 2月 8日	メルニコフ	大形(御軍服)(皇后)	ロシア外務省亜細亜寮頭
明治16年 2月17日	ダクロン	大形(御軍服)(皇后)	陸軍教導団雇教師
明治16年10月 5日	ジョン・アルベルト殿下	大形(御軍服)(皇后)	ドイツ連邦メックレンブルヒスキツレン国大公第三子
明治17年12月 5日	ゲオルグヒュッテロット	大形(御軍服)(皇后)	オーストリア日本領事
明治18年 7月11日	ジョン・エ・ビンガム	大形(御軍服)(皇后)	アメリカ特命全権公使
明治19年10月13日	ウィルヘルム・ブオックマン	大形(御軍服)	建築局雇プロイセン建築官
明治21年 7月 9日	ミハイローヒッチ殿下	大形(御軍服)(皇后)	ロシア皇族
明治21年 7月25日	レオポルド・フエルジナンド・オフ・トスカーナ殿下	大形(御軍服)(皇后)	オーストリア皇族

前掲「御写真記」、「御写真下賜済人名簿」から作成。

賜を宮内卿に出願したところ、「拝謁未済之者ニ付不被下賜」との回答があったという[61]。また宮内省は明治九年五月十八日付で「御雇外国人へ聖上皇后宮御写真下賜」は「奏任官ニ相当之者ニテ出願」した場合と答えている[62]。ここからは外国人の場合、天皇に拝謁した奏任官以上の者が御下賜の基準になっていた事実が判明する。

明治八年十月二十二日にはフランス軍艦モンカルモ号乗組員七名に中形の両御真影が下賜された。九月二十七日付でフランス公使の翻訳官は、外務大丞の宮本小一宛てに次のように請願していた。「我軍艦モンカルモ号乗込ノ官員、過日皇帝陛下ニ拝謁被仰付一同感佩罷在候処、今般右軍艦出帆各帰国可仕、仍而先般御拝謁候緊要ナル際恩永ニ記憶仕候様、皇帝陛下ノ御写真(ママ)八名ノ者へ各壱枚ツヽ下シ賜リ度旨吾公使被申出候、最モ御写真ハ市中売買ニハ無之故、請願仕候様ニ候間相成候ハヾ、乍御手数貴下ヨリ其筋へ御請求被下度[63]」。

右の訳文からは、来日した外国人が任務を終えて帰国する際に御真影の下賜を請願していたことがうかがえる。これは外国人に対する叙勲と重なっており、本論で御真影下賜が勲章と類似していたことを証明する重要な点である。また「御写真ハ市中売買ニハ無之故」との理由で請願していることも見逃せない。この点も勲章と同じであり、売買をすれば処罰の対象となったことは前章で確認した。

明治九年一月に外務省が希望した文部省雇ロシア語学教師のタラヘテンベルグへの御真影下賜を宮内省は許可しなかった。だが外務省は雇期間満了で帰国するタラヘテンベルグへの御真影下賜は妥当と判断し、外務卿の寺島宗則が自身に下賜された天皇と皇后の御真影中形を公使館宛てに分与した。この報告を宮内卿の徳大寺実則は承知しているから[64]、外交上の対面を考慮した外務省の意向を無視することができなかったと思われる。これは特別措置であり、御真影を他者に譲渡することは許されなかった。

御真影の大形と中形とで価値に差異が生まれたのは、それが国内外において栄典制度としての性格を有していたからだと思われる。そのことは明治十年代に来日した複数の外国皇族に贈られた御真影の事例から確認できる。ここでは明治十二年五月に来日したプロイセン親王ハインリッヒによって傍証する。六月八日に有栖川宮熾仁親王、六月十日に東伏見宮嘉彰親王と伏見宮貞愛親王が、それぞれハインリッヒに自身の写真を「進贈」している。またハインリッヒも華族の蜂須賀茂韶と鍋島直大、外務大書記官の宮本小一に写真を贈った[65]。これは親睦を交わす意味が強いが、それと御真影の下賜を同一視してはならない。

プロイセンから天皇に黒鷲勲章が贈られたため、六月十

日にはハインリッヒに大勲位菊花大綬章が授与された。[66] その上で十一月三日に天皇と皇后の大形の御真影がドイツ公使を介して渡されていることに鑑みると、[67] 外国王室関係者への御真影授与は、外国王室との勲章交換に近いものと考えられる。仮に御真影が単なる土産物であれば、十一月九日にハインリッヒに贈られた「金銀嵌飾銅製花瓶」、「西陣織錦テーブル掛」と同時でよいはずである。[68]

また明治十七年十二月五日付で農商務大書記官兼大蔵大書記館の前田正名が宮内卿伊藤博文に宛てた書翰には、「先般澳国トリエスト領事叙勲之義ニ付テハ、特殊之御配慮ヲ辱フシ本人於テモ非常ノ満足ニ有之、正名ヨリモ御厚礼可申」、「同人帰国ノ日モ差迫候ニ付我天皇陛下皇后宮御両体ノ御写真拝受奉願度」とある。[69] 前文ではオーストリア領事への叙勲に対する礼を述べ、後文では帰国予定の同人に御真影を下賜するよう出願している。ここには御真影の下賜が単なる名刺ではないことが見て取れる。仮に名刺と同様の扱いであれば、来日して天皇に謁見したときに渡してもよいはずである。御真影は土産物や名刺ではなく、むしろ勲章に近い性格を持っていたと考えられる。

そして御真影が勲章に近いという決め手となるのが、明治十三年一月十二日にイタリア皇族ジュック・ド・シエーヌに贈与された皇后の御真影裏に「美子」と「御記名」していることである。[70] これはなにを意味するかは、少し後だが明治三十一年五月二十四日にシンガポール総督のミッシェルに御真影が下賜された事例から明らかとなる。[71] 五月二十日、ミッシェルが天皇と皇后に拝謁したとき、天皇は公使との挨拶で行う握手をしなかった。翌日、総督に対して礼を失すると判断した宮内大臣の田中光顕は、内閣総理大臣の伊藤博文に相談した。そこで天皇との御陪食に招待することが検討されたが、これは前例がないことから却下した。その代わりとして「陛下の御写真御記名ノ上下賜相成候ハヽ、此性質勲章ニ類スル者ニシテ、先ツ他ニ差響キなき」と判断した。この案が天皇に言上されて許可を得ている。[72]

天皇の御真影に署名があれば、勲章に相当する意味を持つという。そして従来そのように利用されてきたからこそ、この案に伊藤と田中が納得したのである。本論で述べてきた御真影には栄典制度としての役割が含まれ、とりわけ勲章に近い性格を持っていたという見方が誤っていないことが理解できるだろう。

おわりに

本論では、従来研究されていなかった御真影の臣下や外国人への下賜について検討した。その検討結果から、御真

影には栄典制度としての意味を持ち、とりわけ勲章と類似していたことを明らかにした。御真影には大形と中形の二種類があり、前者は勅任官、後者は奏任官を対象に下賜された。それ以下の判任官や、民間人が御真影を所持してはならなかった。天皇から下賜される御真影には、特別な者しか持てない栄典としての意味が生まれた。

無許可で持てない価値の高い写真を入手したいと思う者は少なくない。それゆえ民間では御真影を複写した小形の写真が販売され全国的に普及した。複写物や偽物といえども、御真影が販売されている状況は好ましくなかった。御真影は天皇から下賜される以外に入手方法があってはならない。そこで全国的に厳しく取り締まったのである。この点は勲章と共通していた。

そもそも御真影の撮影と、勲章制度の創設が必要視された時期とが一致するのも偶然ではない。両者は外国との王室との交際上、必要不可欠なものであったといえる。したがって、外国の王室から勲章と写真が天皇に贈られると、その返礼として同じものを贈り返したのである。仮に花瓶などの工芸品のような贈答品でよければ、岩倉使節団が御真影の必用性を感じることはなかった。勲章と御真影は、他の贈答品とは質が異なるのである。その証拠に明治十年代に来日した外国皇族には、工芸品や風景写真とは別に、勲章と御真影が渡されている。そして御真影に天皇や皇后が署名を入れれば、それは勲章に相当する効果があると考えられた。

明治二十一年（一八八八）に天皇の御真影、翌二十二年に皇后の御真影は一新された。エドアルド・キヨッソーネが描いた絵コンテを丸木利陽が撮影した天皇の御真影、鈴木真一と丸木利陽が撮影した皇后の御真影は、全国の学校に下賜されていく。この御真影は本論の冒頭でも示したとおり、天皇制の教育として教育勅語とともに重要な意味を持つこととなる。御真影は神聖視され、学校側はその下賜を望んだ。教育現場でも、社会一般的にも御真影を奉安するという姿勢が強くなっていく。

明治十年代までに比べると御真影の権威が高まるわけだが、それは明治二十一年に整備された勲章制度と似ている。二十年代から下等勲章の授与対象は広がったが、大勲位や勲一等などの高等勲章の対象は限られ、勲章の権威は保たれた[73]。御真影も勲章と同じで外交官や勅奏任官など一定の基準を満たしていなければ下賜されなかった。つまり御署名入りの御真影はもとより、無記名の御真影であっても、勲章と同じように限られた者にしか下賜されない栄典としての役割を持っていたといえる。明治二十年代以降の新しい御真影については、別稿で論じることとする。

註

（1）『明治天皇の御肖像』明治神宮、一九九八年。
（2）多木浩二『天皇の肖像』岩波新書、一九八八年七月。
（3）篭谷次郎「わが国学校における「御真影」について―その下賜と普及の考察―」上・下（『日本史研究』一五九・一六〇、一九七五年十一月・十二月）、小林輝行「学校下付「御真影」に関する一考察―明治期中・高校教育機関へのその下付と普及―」（『日本歴史』四八三、一九八八年八月）、新田和幸「一八九二年文部省による尋常小学校への「御影」普及方針確定の経緯―「御真影」下賜実現の追及から「御真影複写」「肖像画」奉掲許可へ―」（『日本の教育史学』四〇、一九九七年十月）、小野雅章『御真影と学校―「奉護」の変容―』東京大学出版会、二〇一四年十二月。
（4）「岩倉大使寺島弁務使ヨリ御写真拝戴方出願」（「御写真録」明治五年、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号五九）。
（5）大原重実書翰、岩倉具視宛、明治五年六月十五日（日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』五、東京大学出版会、一九八三年覆刻版、一五九～一六〇頁）。
（6）「魯国公使へ御写真下賜ノ件」（前掲「御写真録」明治五年）。
（7）「上野弁理公使ヨリ両陛下御写真拝戴方出願ノ件」（同右）。
（8）「中山伊国総領事並同領事館へ御写真下賜ノ件」（同右）。
（9）「白露国ヨリノ献上品ノ内彼ノ大統領ノ写真額面アリタルニ付聖上ノ御写真下賜方外務少輔ヨリ照合ノ件」（「外交贈答録」明治五年、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号一九七〇）。
（10）拙稿「明治天皇の服制と天皇像―「見せる天皇」と「見せない天皇」―」（『明治聖徳記念学会紀要』四八、二〇一一年十一月）、拙著『明治国家の服制と華族』吉川弘文館、二〇一二年十二月、一〇三～一一二頁参照。
（11）倉持基「明治天皇写真秘録」（『歴史読本』八三七、二〇〇九年三月）。
（12）前掲『明治天皇の御肖像』二六～二七、三二～三三頁。
（13）同右、一四、一六、二四頁。
（14）拙著『明治国家の服制と華族』八八～九〇頁参照。
（15）～（17）「御写真記」宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号六六二、「御写真下賜済人名簿」宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号六六三。
（18）拙著『三条実美―孤独の宰相とその一族―』吉川弘文館、二〇一六年六月参照。
（19）拙稿「明治時代の勲章授与式」（『明治聖徳記念学会紀要』五二、二〇一五年十一月）参照。
（20）～（22）前掲「御写真記」、「御写真下賜済人名簿」。
（23）前掲『明治国家の服制と華族』九一頁、一八二～一八三頁参照。
（24）「大江神奈川県権令ヨリ両陛下御写真拝戴方出願ノ件」（「御写真録」明治六年、識別番号五九）。
（25）「内務省職員両陛下御写真拝戴願書」（「御写真録」明治七年、識別番号六〇―二）。
（26）「伊地知陸軍会計軍吏外二十四名へ両陛下御写真下賜ノ件」（「御写真録」明治九年、識別番号六二―二）では、

明治九年八月二日に陸軍会計官軍吏副の伊地知季春他二十五名に御真影が下賜されたとき、陸軍会計軍吏補の是石武敬が代表して受け取っている。

(27)「池田清国天津領事へ両陛下御写真下賜ノ件」（同右、明治十一年、識別番号六四―二）。

(28)「種子島内務省権大録外六名ヨリ両陛下御写真拝戴方出願ノ処手続違反ニ付願書返戻ノ件」（「御写真録」明治八年、識別番号六一―一）。

(29)「小野寺海軍小軍医免官ニ付両陛下御写真返納ノ件」（同右、明治十年、識別番号六三）。

(30) 前掲「御写真下賜済人名簿」。

(31)「川崎陸軍会計一等副監督外二百二十六名ヨリ両陛下御写真拝戴方出願ノ件」（「御写真録」明治十二年、識別番号六五―一）。

(32)「橋本勧業寮七等出仕濠洲「メルボルン」府在勤中両陛下御写真紛失ノ旨届出ノ件」（「御写真録」明治九年、識別番号六二―一）。

(33)「海軍省所轄富士山艦へ皇后宮御写真引換下賜ノ件」（前掲（26））。

(34)「香川大分県権令へ両陛下御写真引換下賜ノ件」（「御写真録」明治十一年、識別番号六四―一）。

(35)「在香港日本領事館へ両陛下御写真引換下賜並町田領事代理心得外一名へ両陛下御写真下賜ノ件」、「滋賀県へ聖上御写真引換下賜ノ件」（同右、明治十八年、識別番号六五―二）、「筑波艦へ下賜ノ両陛下御写真褪色ニ付引換下賜ノ件」（同右、明治二十一年、識別番号六六）。

(36)「内海兵庫県知事へ下賜ノ両陛下御写真褪色ニ付引換下賜ノ件」（同右、明治二十一年）。

(37)「学習院へ下賜ノ両陛下御写真焼失ニ付更ニ下賜ノ件」（同右、明治十九年、識別番号六五―二）。

(38) 総理府賞勲局編『賞勲局百年資料集』上、大蔵省印刷局、一九七八年、八九五頁。

(39)「長崎県写真職販売ノ両陛下御写真並種板共差留方正院ヨリ達セラレシ旨ヲ以テ同県ヨリ差出ニ付史官へ照会ノ件」（「御写真録」明治八年、識別番号六一―二）。

(40)「愛知県写真師増谷半三郎ノ複写シタル御写真ハ種板共差出スヘキ旨同県へ指令ノ件」（前掲（39））。

(41)「若松県小林松吉東京夜見世ニテ購入ノ両陛下御写真二枚同人ヨリ差出ノ趣ヲ以テ同県ヨリ送付ノ件」（同右、明治八年、識別番号六一―三）。

(42)「東京赤坂写真渡世西村新吉売買ノ御写真警視庁ヨリ差出ノ件」、「東京芝仲門町三浦安蔵売買ノ両陛下御写真百五十三枚警視庁ヨリ差出ノ件」（前掲（32））。

(43)「東京府寄留山浦キサ所持ノ両陛下御写真六十五枚警視本署ヨリ差出ノ件」（前掲（34））。

(44)「二月四月乃至八月十二月没収御写真諸向ヨリ廻付ノ件」（「御写真録」明治十三年、識別番号六五―二）。

(45)「二月乃至六月、八月乃至十二月没収御写真諸向ヨリ廻付ノ件」（前掲（31））。

(46)「京都府岡崎一直販売ノ両陛下御写真二十九枚同裁判所検事局ヨリ廻付ノ件」（「御写真録」明治十一年、識別番号六四―三）。

(47)「岩手県田中七之助所持ノ両陛下御写真盗難ノ為発顕ニ付根室県ヨリ送付ノ件」（同右、明治十七年、識別番号

六五―二）。

（48）横田洋一「王家の肖像―明治皇室アルバムの始まり―」（『王家の肖像―明治皇室アルバムの始まり―』神奈川県立歴史博物館、二〇〇一年四月、一五～一六頁）。

（49）前掲『賞勲局百年資料集』上、七九二～七九三頁。

（50）「東京府青柳補助外二名ヨリ両陛下御写真拝戴方出願ノ処聞届難キ旨同府知事へ回答ノ件」（前掲（41））。

（51）「岩手県菊池金吾ヨリ明治九年東北御巡幸ノ節居宅ヲ行在所ニ供シ謁見仰付ケラレシ等ノ廉ニテ御写真拝戴方出願ノ処不聴許ノ件」（前掲（44））。

（52）「長野県池田元吉ヨリ聖上御写真拝戴方出願ノ処願書却下ノ件」（同右、明治十五年、識別番号六五―二）。

（53）「岩手県菊池金吾へ御写真下賜ノ件」（前掲（35）、明治二十一年）。

（54）拙著『帝国日本の大礼服―国家権威の表象―』法政大学出版局、二〇一六年九月、第四章参照。

（55）～（60）前掲「御写真記」、「御写真下賜済人名簿」。

（61）「神奈川県雇英国人「ペルシワルヲスボルン」へ両陛下御写真下賜セラレタキ旨同県ヨリ伺出ノ処拝謁未済者ニ付キ下賜セラレサルノ件」（前掲（39））。

（62）「御雇外国人ノ内奏任相当ノ者ニハ両陛下御写真下賜ノ儀前島駅逓頭へ回答ノ件」（前掲（32））。

（63）「聖上及皇后宮御写真外国臣民へ賜与ノ件」（「御写真外国臣民へ下賜雑件」外務省外交史料館所蔵、四類―一項―一三号）。

（64）「文部省雇魯語学教師「タラヘテンベルグ」満期帰国ニ付両陛下御写真下賜ノ件」（前掲（32））。

（65）「延遼館滞留中日録ノ件」（「外賓接待録」五・独逸国皇孫来航の部三、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号二六五五四―三）。

（66）「初参内ノ件、附勲章捧呈並勲章条例及御謝辞電報」（「外賓接待録」三・独逸国皇孫来航の部一、識別番号二六五五四―一）、「御暇乞参内ノ件」（「外賓接待録」四・独逸国皇孫来航の部二、識別番号二六五五四―四）。

（67）「聖上皇后宮御写真皇族へ御贈進」（「外賓接待録」七・独逸国皇孫来航の部五、識別番号二六五五四―五）。

（68）「皇孫へ御贈品」（同右）。

（69）「墺国「トリエスト」日本領事「ゲヲルグヒュッテロット」へ両陛下御写真下賜ノ件」（「御写真録」明治十七年、識別番号六五―二）。

（70）「御写真贈呈ノ件」（「外賓接待録」二五・伊太利国皇族来航の部・三、識別番号二六五五六―三）。

（71）「天皇皇后両陛下御写真英国植民地総督「ミツチエル」へ下賜ノ件」（「外交贈答録」明治三十一年、識別番号七八八〇）。

（72）「斎藤桃太郎日記」明治三十一年五月二十一日条、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号三五〇四八。

（73）拙稿「明治時代の勲章制度」（『中央史学』三五、二〇一二年三月）参照。

（日本大学商学部准教授）